

【重要】申請書と一緒に提出してください

【都筑区】利用申請確認票

次の項目をすべて確認し、右側の□にチェックしてください。

1	「保育所等利用案内」をよく読み、内容を確認してください。	<input type="checkbox"/>
2	申請前に希望する園を見学し、保育方針、保育時間、受入年齢、延長保育・土曜保育の利用方法、車送迎の可否などを確認してください。見学が難しい場合には、園に電話等で園情報を聞き取ってください。1年以上の前の見学だと、状況が変わっている可能性があります。再度の見学・確認をお願いします。	<input type="checkbox"/>
3	入所後、お子さんが保育所等に慣れるまでの一定期間、通常よりも短い保育時間（慣らし保育）があります。復職日や勤務時間については勤務先とよく調整してください。	<input type="checkbox"/>
4	給付認定及び利用調整の優先順位に影響しますので、提出書類に不足、記入漏れ、内容に誤りがないか確認の上、提出してください。提出後は返却できませんので、必要に応じて、コピーをとってください。 ※就労証明書の記入漏れや内容誤りが多く見受けられますので、勤務先からお手元に届いた際に必ず確認してください。	<input type="checkbox"/>
5	育児休業中に申請した方は、保育所の利用が決定し、利用開始した場合、 利用開始月の翌月1日まで に復職する必要があります。復職の際には、「 復職年月日 」が記入された 就労証明書 を 復職後に作成 し、提出してください。	<input type="checkbox"/>
6	転園申請の場合、転園希望の園に利用が決定した場合、辞退しても元の園に戻ることはできません。申請の必要がなくなった場合は、早急に申請取下の手続きを取ってください。	<input type="checkbox"/>
7	障がいや重い食物アレルギー、医療的ケアを必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、 申請前にお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ必ず相談してください。 お子さんの心身の状態や発達について気がかりなことがある場合は、 B票 利用申請書の裏面の「健康状態等」に記入してください。また、 必ずお子さんと一緒に見学の上、保育所等での対応を確認してください。	<input type="checkbox"/>
8	B票 利用申請書の「 <input type="checkbox"/> 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」にチェックを入れた場合、 優先順位が最下位になりますので、保留希望とみなします。 育児休業の延長を希望する場合のみチェックを入れてください。 なお、チェックを入れても園の空き状況により利用が決定する場合があります。	<input type="checkbox"/>
9	申請書の提出後、「 妊娠がわかった 」「 転職した 」「 仕事をやめた 」「 家族構成が変わった 」など、状況の変化があれば、必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課（保育担当）へご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
10	結果通知などの郵便物が適切に届くよう、表札や転送設定を確認してください。	<input type="checkbox"/>
11	申請中に 横浜市内で転居した場合 、速やかに 転居先の区役所こども家庭支援課 へ「認定変更申請書（住所変更）」を提出してください。提出が無いと、郵便物が届かない場合があります。 横浜市外へ転居し、引き続き保育所等の申請を継続したい場合は 、住民票の異動後、速やかに転居先の保育所申請窓口にて再申請を行ってください。再申請がない場合、申請が継続されません。	<input type="checkbox"/>
12	幼稚園や認可外保育施設と併願している場合、 入園金が返還される期限 などを必ず確認しておいてください。	<input type="checkbox"/>

上記の内容を確認しました。

年 月 日 保護者署名

申請児童名